

農業水利施設保全対策事業

御 原 地 区

揚水機整備工事

令和6年 起工第1号

特 記 仕 様 書

福岡県朝倉農林事務所

第1章 総則

第1節 適用範囲

本仕様書は、福岡県朝倉農林事務所が発注する、揚水機整備工事（以下、「本工事」という。）に適用し、福岡県農林水産部制定の「施設機械工事等共通仕様書」及び「土木工事共通仕様書」に優先する。

第2節 工事目的

本工事は、共用開始から30年以上が経過し、施設の老朽化に伴って農業用水の安定供給に支障が生じているポンプ設備等の機能維持及び回復の長寿命化対策とあわせて、ポンプ設備の更新を行うことによる省電力化や水管理の省力化を図ることを目的とする。

第3節 工事箇所

施工箇所 小郡市平方（位置図参照） 平方一号揚水機場と平方二号揚水機の2箇所

第4節 適用基準

本仕様書の他、次の規格基準に準拠し、仕様書に明記されていない事項についても機能上必要と認められるものは、これを充足するものとする。

施設機械工事等共通仕様書（福岡県農林水産部）

福岡県農林水産部土木工事共通仕様書（福岡県農林水産部）

施設機械工事等共通仕様書（農林水産省農村振興局整備部設計課）

施設機械工事等施工管理基準（福岡県農林水産部）

施設機械工事等施工管理基準（農林水産省農村振興局整備部設計課）

揚排水ポンプ設備設計指針（案）・同解説（国土交通省総合政策局建設施工企画課）

電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省）

日本工業規格（JIS）

電気規格調査会基準規格（JEC）

日本電機工業会規格（JEM）

日本電線工業会規格（JCS）

日本溶接協会規格（WES）

日本水道協会規格（JWWA）

その他関係諸法規基準

第2章 工事内容

第1節 工事内容

本工事は、県営ほ場整備事業で造成された揚水機場に設置されているポンプ設備等の更新工事である。

第2節 工事範囲

本工事の範囲は、設計図書に示す設備の製作、輸送、撤去、据付、現場塗装、試運転調整及び処分までとする。

各揚水機場のポンプ設備更新は現況施設の以下の仕様の能力を十分満たすものとする。

(1) 平方一号揚水機場

名称	機器名称	製造者	製造年	型式・仕様
主ポンプ	横軸 片吸込渦巻ポンプ	(株)電業社機械製作所	1982	形式 200SF-C-M 口径 Φ200 回転数 1170min ⁻¹
電動機	三相誘導電動機	(株)明電舎	1982	形式 ED70-NNRY 22Kw*6P*200V*60Hz*84A*1 160min ⁻¹
弁類	仕切弁	(株)イズミ製作所	不明	手動内ネジ式仕切弁 口径 Φ200 JIS10K
	逆止弁	(株)横田製作所	1982	無水撃逆水弁 形式 SL-NBP-200 口径 Φ200
補機	水封式真空ポンプ	(株)荏原製作所	1982	形式 25NVD61.5A 口径 Φ25、真空度 400mmHg
操作盤	ポンプ操作盤	(株)上野製作所	不明	鋼板製屋内自立閉鎖型

ポンプ操作盤において、維持管理労力の低減を目的とした運転タイマー（入・切）機能を有するものとする。

(2) 平方二号揚水機場

名称	機器名称	製造者	製造年	型式・仕様
主ポンプ	横軸 両吸込渦巻ポンプ	(株)電業社機械製作所	1984	形式 DF (J1) -R-M 口径 Φ250 回転数 1200RPM
電動機	三相誘導電動機	(株)明電舎	1984	形式 18.5Kw*6P*220V
弁類	仕切弁	(株)三吉	不明	手動内ネジ式仕切弁 口径 Φ250 JIS10K
	逆止弁	(株)横田製作所	1982	無水撃逆水弁 口径 Φ250
補機	水封式真空ポンプ	(株)荏原製作所	1984	形式 25NVD61.5A 口径 Φ25、真空度 400mmHg
操作盤	ポンプ操作盤	(株)上野製作所	1983	鋼板製屋内自立閉鎖型

ポンプ操作盤において、維持管理労力の低減を目的とした運転タイマー（入・切）機能を有するものとする。

第3節 塗装仕様

配管塗装等については、施設機械等共通仕様書の内容に準じるものとする。

なお、施工前に監督員と協議し、塗装仕様等を決定するものとする。

第4節 撤去・据付工事

機器更新に伴う既設機器等の撤去及び新設機器等の据付を行うものとする。

機器等の撤去及び主配管配置変更に伴う外壁や台座等のはつり及びその復旧は、本工事の範囲内とする。

第5節 機器更新・部品交換及び既設機器の廃棄

主ポンプ部品	1式
原動機	1式
仕切弁、逆止弁（無送水検知器部品を含む）	1式
補機類	1式
電気設備（ポンプ操作盤等）	1式
更新機器等に係る配管材等（満水検知器、吸気弁を含む）	1式

第6節 輸送

輸送計画は運搬路、据付順序等を十分考慮して計画しなければならない。荷造りは、運送中及び積み卸しの際、損傷、変形等が生じないように十分注意する。

また、現場の荷受け及び保管は受注者の責任で行うものとする。

第7節 試運転調整

受注者は現場据付完了後、完成に先立ち、監督員の指示に従って各部の据付精度の測定、動作試験、電氣的測定及び試運転を行い、その試験結果等を明記した「現場試運転成績書」を作成し、監督員に提出しなければならない。

第8節 検査

- 1 工事の検査のため、工事の一部または全部の施工を中止させ、施工部分を最小限度破壊する必要がある。検査に必要な労力、機械及び設備等は受注者が提供し、また十分な便宜を与えなければならない。
- 2 検査の結果、工事の全部または一部に欠陥が発見された時は、受注者は自らの負担において欠陥部分及び検査のための破壊部分を補修し、または取り替えなければならない。
- 3 受注者は、工事しゅん工後であったとしても、発注者はもとより、会計検査院及び農林水産省等の指示があった場合は、誠意を持って対応に努めるものとする。

第3章 提出図書

第1節 提出図書

- 1 受注者は、下記の福岡県庁のホームページに掲載されている「工事関係提出書類一覧表」最新版の書類を監督員に提出しなければならない。
福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gkanri.html>)
- 2 受注者は、次の各項目の書類及び帳簿を備え、これを整理し、監督員に提出しなければならない。
 - ア. 工事打合書
 - イ. 施工管理関係記録

- ウ. 工事写真
- エ. 一般競争入札時の総合評価に係る技術提案については、これを整理し、監督員と協議を行うこととする。
- オ. その他必要な書類
 - ・福岡県ホームページアドレス

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sekoukanrikizyun.html>

3 工事完成后、今後の施設維持管理のために機器仕様に関する完成図書を3部数を作成し、監督員に提出するものとする。

第2節 電子納品

本工事は電子納品対象工事とする。

電子納品とは、各施工段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「福岡県農林水産部（県営農業農村整備事業）電子納品運用ガイドライン（案）」に示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを示す。

なお、書面における署名または押印の取扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

第3節 電子納品に関する基準

電子納品に関する基準は、「福岡県農林水産部（県営農業農村整備事業）電子納品運用ガイドライン（案）」によるものとする。

第4節 成果物の提出

成果物は、電子データをCD-R（DVD-R）に納め、2部提出するものとする。

なお、「紙」による報告書の提出は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第4章 その他

第1節 専任を要する主任技術者の兼務

請負代金の額が3,500万円以上の工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事であつて、かつ、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者は2箇所まで建設工事を管理することができる。

第2節 配置予定技術者の途中交代

1 配置予定技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者の死亡、傷病、又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合とする。

(1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場から現場へ工事の現場が移動する時点

(3) ダム、トンネル等の大規模な工事の一つの契約が多年に及ぶ場合

2 前項のいずれの場合であつても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質の確保等

に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能とする。

ただし、変更しようとする配置予定技術者は、本工事の入札説明書に定められた配置予定技術者に関する全ての条件を満たす者でなければならない。

なお、配置予定技術者を変更した場合、変更後の配置予定技術者の技術力について、本工事の総合評価における「配置予定技術者の技術力」により評価した結果が、当初の配置予定技術者の評価結果を下回るときは、工事成績評定から5点を減じる。

第3節 評価内容の担保

1 申請書又は技術資料等に虚偽の記載が判明した場合又は配置予定技術者を正当な理由なく変更した場合、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。また、発注者による解除権を行使することがある。

2 簡易な施工計画に記載された内容については、履行状況の検査を行う。

検査の結果、受注者の責により入札時の評価内容が満足できないときは、次に掲げる措置を行う。

ただし、施工条件の変更等により履行できないことについてやむを得ないものとして発注者が承認したものを除く。

(1) 簡易な施工計画が履行されなかったとき。

履行されなかった簡易な施工計画1事項につき、工事成績評定から5点を減じる。

ただし、減点は10点を限度（配置予定技術者の変更における減点があるときを含む）とする。

(2) 履行されなかった簡易な施工計画が3事項以上あるなど特に悪質と認められるときは前の規定を適用することがある。

第4節 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない期間は、下記に該当する場合とする。

1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）。

2 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面に一時中止している期間

3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程での監理技術者による管理は必要であるが現場での専任は不要）。

第5節 現場代理人の兼務

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を認める。

1 兼務工事件数は2件までとし、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所であること。

2 兼務しても安全管理または工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めるものであること。

3 監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること。

- 4 担当工事現場の何れかに常駐するとともに、1日1回以上担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。
- 5 一方の現場を離れる時に連絡責任者を指名しておくこと。

第6節 暴力団等による不当介入の排除対策

請負者は、本工事の施工にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、原則として指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 1 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に工事打合書等の書面で報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不当要求による被害または工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に工事打合書等の書面で報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 3 または2の排除対策を講じたことにより工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

第7節 下請負人の県内優先活用

請負者は、下請契約の相手方を県内中小企業から選定するように努めなければならない。

また、下請契約の相手方を県外業者（県内に本店を有する業者以外の業者）とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて別紙「選定理由書」を監督員に提出するものとする。

第8節 平成29年7月九州北部豪雨災害に伴う朝倉・田川地域の現場代理人の兼務における特例措置

以下の条件を全て満たす場合に現場代理人の兼務を4件まで認める。

- 1 工事現場の相互の間隔が路程で20km程度の近接した場所であること。
 - 2 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと当事務所長が認めるものであること。
 - 3 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - 4 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、一日一回以上、担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当ること
 - 5 一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと
- ※これまで同様、品質・安全確保の徹底を図ること

第9節 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保

- 1 請負者は、工事の施工に当っては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するように努めるものとする。
- 2 被災地域における被災農林漁家の雇用実績を把握するために、就労希望者について以下の内容で整理するものとする。

- (1) 工事着手時点における雇用見込み人数
- (2) 月ごとの雇用実績人数

第10節 土木工事における主任技術者等の資格要件

本工事の主任技術者は次の1又は2に掲げる者でなければならない。また、監理技術者については、次の1又は2、かつ、3又は4に掲げる者でなければならない。

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工又は、1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者。
- 2 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る）、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者。
- 3 監理技術者資格を有する者の申請により監理技術者資格者証を交付され、「国土交通大臣の登録を受けた講習」終了証明書の交付を受けた者（平成16年2月末までに監理技術者証の交付を受けたものは、講習終了証明書は添付する必要はない）
- 4 上記3と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

第11節 高度技術、創意工夫または社会性等に関する実施状況

請負者は、本工事の施工において自ら立案し実施した高度技術、創意工夫または社会性等（地域への貢献等）に関する事項がある場合は、工事完了までに書面にて監督員に報告することができる。

第12節 維持管理

請負者は、施設の管理者または管理者が委託する維持管理または点検業者に対し、部品供給等ができる体制を取るよう努めるものとする。

また、必要に応じ技術提供等を行うものとする。

第13節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事とする。

2 用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、7月～9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間を含めた工期の設定を行っている場合の余裕期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- 3 請負者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した工事打合書を作成し、監督員へ提出する。
- 4 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
なお、計測に要する費用は請負者の負担とする。
- 5 請負者は、監督員へ計測結果の資料を提出する。
- 6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。
ただし、補正値の上限は2%とする。
補正値（%）＝真夏日率×補正係数（1.2）

第14節 被災者を雇用した建設業者への工事成績評定の取扱いについて

- 1 平成29年7月九州北部豪雨又は平成30年7月豪雨による被災者の就業支援を図るため、県発注工事において建設業者が被災者を雇用した場合、実績に応じて工事成績評定で加点を行う。
- 2 評価基準
 - (1) 対象工事
原則として1件の請負金額が500万円を超える建設工事。
ただし、1件の請負金額が250万円を超える工事のうち、受注者が希望する場合は、評定の対象とすることができる。
 - (2) 評価基準
平成29年7月九州北部豪雨又は平成30年7月豪雨による被災者（※1）を、対象工事の現場作業員として、10日以上雇用した場合に評価の対象とする。
（※1）被災者：平成29年7月九州北部豪雨又は平成30年7月豪雨で被災された方で、り災証明書、被災証明書で被災が確認できる方。
 - (3) 工事成績評定の取扱い
 - ア 対象工事において雇用実績があった場合は、当該工事の工事成績評定において「採点項目表（課長）」の6 社会性等Ⅰ．地域への貢献等の「その他」の項目に該当するものとして取り扱う。
 - イ 1名につき1点、2名以上で最大2点とする。
 - (4) 雇用形態
雇用については、元請・下請けを問わず、臨時雇用も問わない。
- 3 雇用の実績の確認
監督員は、受注者が被災者を雇用した場合、竣工時に提出される「被災者雇用実績一覧表」について、建設業退職金共済制度における共済手帳の証紙等により、雇用日数の確認を行う。

4 被災者の確認のための提出書類

受注者は、該当者が以下の①、②のいずれかであることを確認できる書類の写しを「被災者雇用実績一覧表」に添付し、竣工時に監督員へ提出する。また、監督員は「被災者雇用実績一覧表」に記載された人物が被災者に該当するかどうかを提出書類により確認する。

- ① 平成29年7月九州北部豪雨による被災者であること及び平成29年7月5日以降に雇用となった従業員
- ② 平成30年7月豪雨による被災者であること及び平成30年7月5日以降に雇用となった従業員

(被災者確認) 市町村発行のり災証明書、被災証明書

(雇用確認) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等(出勤簿でも可)

5 実施時期

平成29年7月九州北部豪雨：平成30年4月1日以降に工事成績を受ける工事

平成30年7月豪雨：平成30年9月3日以降に工事成績を受ける工事

第15節 ワンデーレスポンス

監督員及び請負者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第16節 週休2日工事の試行

1 本工事は、週休2日制を推進するため、4週8休以上の達成を前提とした、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した現場閉所による週休2日工事(受注者希望型)の試行対象工事である。4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。また、4週6休に満たないもの及び週休2日の取組を希望しない場合については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

2 その他、試行に当たっては、「福岡県農林水産部 週休2日工事 試行要領」により行う。

第17節 快適トイレ

請負者は、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ「(以下、「快適トイレ」という。)の建設現場への設置を監督員との協議により行う場合は、「建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領」に基づき、実施するものとする。

※参考HP:「建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nourinsuisankaitekitoire.html>

第18節 法定外の労災保険の付保

本工事において、請負者は法定外の労災保険に付さなければならない。

法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を

担保するための保険契約をいう。

第19節 特例監理技術者の配置を認める工事の場合

以下の要件を全て満たす場合に、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。

- 1 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術補佐」という。）を専任で配置すること。
- 2 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- 3 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- 4 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- 5 特例監理技術者が兼務できる工事は福岡県内の工事でなければならない。（県発注工事に限らない。）
- 6 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- 7 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- 8 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 9 現場の安全管理体制について、特例監理技術者が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。

第20節 建設現場の遠隔臨場 試行工事

- 1 本工事は、農林水産部発注工事において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産向上を実現することを目的とした試行工事である。
- 2 試行内容については、別紙「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を参照すること。
- 3 試行対象工事は、請負者が工事契約後に実施するか否かを判断し、発注者と協議を行い実施の有無を決定するものとする。
- 4 今後予定される遠方地での工場立会検査の立会は原則、遠隔臨場で実施するものとする。

第21節 現場環境改善費

- 1 本工事は、現場環境改善費の算定の対象外とする。

第22節 工事写真における黒板情報の電子化（農業農村整備事業）

本工事で工事写真における黒板情報の電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえで工事写真における黒板情報の電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。

対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

- 1 対象機器の導入請負者は、工事写真における黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア

ア等（以降、「使用機器」と称する）については、本工事に適用される施工管理基準の撮影記録による出来形管理「撮影方法」に示す黒板に記入する事項の電子的記入ができること、かつ信性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。

また、請負者は監督員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」

（URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」）を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 工事写真における黒板情報の電子的記入

請負者は、1の使用機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、本工事に適用される施工管理基準の撮影記録による出来形管理「撮影方法」に示す黒板に記入する事項による。

3 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、本工事に適用される施工管理基準の撮影記録による出来形管理に準ずる。

なお、2に示す黒板情報の電子的記入については、不正な写真加工には該当しない。

4 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

請負者は、2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、請負者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

第23節 建設副産物情報交換システム「COBRIS」の運用について

- 1 本工事は、建設副産物情報交換システム「COBRIS」（以下「COBRIS」という。）の登録対象工事であり、請負者は工事着手前（施工計画書作成時）、しゅん工時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、建設副産物情報交換システム工事登録証明書、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の様式を出力し監督員に提出すること。

なお、「COBRIS」の操作に要する費用は、共通仮設費率に含まれる。また、工事登録時に必要となる利用申し込み等、システムに関する問い合わせは次による。

建設副産物情報センターHP URL : <https://www.recycle.jacic.or.jp/>

- 2 請負者は、第1条で定められた建設副産物情報交換システム工事登録証明書、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の様式を提出する際は、「COBRIS」から出力できる「チェックリスト」により、登録情報に誤りがないか確認し、疑義が生じた

場合には、監督員と協議の上、適切に登録すること。

なお、「チェックリスト」は、様式を提出する際に監督員に参考提示すること。また、「チェックリスト」の出力方法及び解説については、次による。

チェックリスト解説書（平成 30 年度建設副産物実態調査：COBRIS 排出事業者用）

URL：https://www.recycle.jacic.or.jp/osirase/release/H30chk_cobris2.pdf

第 24 節 工事成績評定について

1 件の請負金額が 500 万円を超える建設工事は原則として工事成績評定を実施するが、災害応急仮工事、工事を伴わない仮設賃料については評定の必要が無い工事とする。

第 25 節 現場代理人の現場への常駐を要しない期間

現場代理人の現場への常駐を要しない期間は、下記に該当する場合とする。

- 1 工請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 2 工事の全部の施工を一時中止している期間（現場管理のため、発注者が工事現場への常駐を特に指示した場合を除く）。
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 4 前各号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

第 26 節 一般土木工事における主任技術者等の資格要件

（請負金額 4,500万円以上1億6,000万円未満）

本工事の主任技術者は次の 1 又は 2 に掲げる者でなければならない。また、監理技術者については、次の 1 又は 2、かつ、3 又は 4 に掲げる者でなければならない。

- 1 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち、検定種目を 1 級若しくは 2 級の建設機械施工又は、1 級若しくは 2 級の土木施工管理とするものに合格した者。
- 2 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による本試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設」に係るもの、「農業－農業農村工学」若しくは「農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。）、建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」若しくは「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）とするものに合格した者
- 3 監理技術者資格を有する者の申請により監理技術者資格者証を交付され、「国土交通大臣の登録を受けた講習」終了証明書の交付を受けた者。（平成 16 年 2 月末までに監理技術者証の交付を受けたものは、講習終了証明書は添付する必要はない）
- 4 上記 3 と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

第 27 節 公共事業等への失業者吸収

受注者は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 当該工事の施工に使用される無技能労働者のうち「公共職業安定所」（以下「安定所」

という。)の紹介を受けて吸収しなければならない労働者の数は延 人とする。

ただし、下記2)に基づき安定所長が失業者雇い入れを指示(決定)した延人数が前記の延人数を下回るときは、その数とする。

- 2 当該工事の契約締結後、直ちに福岡県が定める「公共事業施行通知書」を所管の安定所に提出し、失業者雇い入れの指示(決定)を受けること。

この場合、受注者が手持労働者を有しているときは、安定所長から手持労働者の認定を受けることができる。

また、安定所の紹介による雇い入れが困難な場合は、安定所長の承諾を得て直接雇い入れることができる。

- 3 前項により安定所から失業者雇い入れの指示を受けたときは、「公共事業施行通知書」の写を添えて、県にその内容を報告すること。

- 4 当該工事が完成したときは、県が定める「公共事業失業者吸収証明書願ひ」を安定所に提出し、安定所長の証明を受けたうえ、しゅん工届に添付すること。

ただし、「公共事業施工通知書」において、手持ち労働者の認定や直接雇い入れの承諾のため、安定所による失業者の紹介がない場合は当該証明は省略することができる。

第28節 基準標及び丁張

1. 受注者は、監督員から示された測量基準標を必要な期間、良好な状態に保たなければならない。基準標に異常が生じた場合は、監督員立ち会いのもとに修正、再建あるいは移設しなければならない。
2. 主要な丁張は、原則として段階確認検査が済むまでは保存し、損傷又は紛失した場合は新たに設置し、監督員の再検査を受けるものとする。

第29節 軽微な事項

契約書及び設計図書に示されていない事項であっても、構造・機能上または製作・据付上当然必要と認められる軽微な事項については、請負者の負担で処理するものとする。

第30節 定めなき事項

本仕様書に定めのない事項または本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じ監督員と協議するものとする。

施設機械工事等共通仕様書

令和5年12月

【福岡県ホームページ掲載のため添付省略（目次のみ）】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shisetukikai.html>

福岡県農林水産部